

議長

農業委員現在数14名、出席13名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和4年度、第5回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第1番久保田委員さん、第2番 川鍋委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

それでは諸報告につきまして報告させていただきます。

前回の総会から本日までの日程行事につきましてご報告いたします。

8月9日（火）担い手育成総合支援協議会、市役所会議室で開催されました。小峰職代と川口土地部会長にご参加をいただきご協議をいただきました。8月10日（水）西多摩農業改良普及事業協議会通常総会、8月17日（水）東京都農業会議の臨時総会、いづれも加藤会長の方に参加いただく予定でしたが、書面会議での開催になりました。諸報告については以上になります。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件を上程いたします。

整理番号1番について、鈴木信義委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員の鈴木です。

整理番号1番につきまして説明いたします。

8月18日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

委員

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この3筆は若草公園の北側で若草通りに面して一体化した畑です。北側にはインゲン、南側にはオクラが栽培されていきました。真ん中は耕耘されていきましたが今後も各種野菜を栽培される予定だそうです。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

整理番号2番について、福島委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員の福島です。

整理番号2番につきまして説明いたします。

8月16日 本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は二俣尾保育園の入口にありまして、フェンス近くに柚子、ネギと夏野菜が植えてあり非常にきれいに管理されていきました。

地番は二俣尾街道脇の自宅前に位置して一団の畑です。果樹は、柿、栗、ミカン、柚子、ブルーベリー、野菜類は、ヤツガシラ、ナス、トマト、カボチャ、キュウリ、トウモロコシ、スイカ、ズッキーニ、ネギが植えてありました。

委員

地番は、市道の復旧工事のための重機移動の鉄板が一部敷いてありました。果樹の下草、通路の雑草が長めになっていましたので早めに刈るように申し入れてあります。

議長

整理番号3番について、担当委員の私から説明をいたします。

委員

整理番号3番について説明します。

8月18日 申請人と事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

ここは農業委員会で借りている田んぼの東側なのですが、北側には栗が数本植わっていました。前の方は、サトイモ、ササゲが植えられていました。夏野菜は終わっていたのでトラクターがかけられていて冬野菜の準備をされているということです。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑になっていて夏野菜が一部ありまして、その他カボチャ、ゴマ、ニンジン、オクラ、サツマが植え付けられていました。冬野菜の所はトラクターがかけてあり準備がされてきました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

家の前で、夏野菜トマト、ナス、キュウリが植えられていました。地番の方はブルーベリーがたくさん植えられていました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

委員

ここは一団の畑で、ナス、ネギ、ニンジン、インゲン等が植えられています。白菜の種まきをして芽が少し出ていました。収穫物の方は藤橋の市場の方に出荷しているということでした。畑はしっかり管理されていました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

整理番号4番について、梅田委員さんの説明をいたします。

委員

議席番号7番 梅田です。

整理番号4番について説明します。

8月18日、申請人立会いの下、事務局2名と現地調査をおこないました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

畑は平松緑地の南にあり全体はトラクターで耕耘されていました。入口に果樹のサクランボ、柚子、栗などが雑然と植えてあり、剪定枝でたい肥をつくるということで、トラクター耕耘のあとにノラボウの芽が出ていました。春先には菜の花の畑になるそうです。耕耘が荒っぽくもう一度トラクターをかけるように指導しました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号5番について、担当委員の私から説明をいたします。

議長

整理番号4番について説明します。

8月18日、申請人立会いの下、事務局2名と現地調査をおこないました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

議長

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

家の前の一団の畑です。地番は今まで東京都の委託苗が植えてあったのが終わったのでトラクターがかけてありました。地番はネギ、ショウガや夏野菜が植えてありました。地番にはササゲ、サトイモ等が植えられていました。空いているところは冬野菜用にトラクターがかけてありました。しっかり管理されていました。審議をよろしくお願いいたします。

議長

整理番号6番について、八木委員さんの説明をいたします。

委員

議席番号3番 八木です。

整理番号6番について説明します。

8月15日、申請人立会いの下、事務局2名と現地調査をおこないました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

リバーサイドゴルフ練習場の手前のフットサル練習場のすぐ目の前の畑で、地番は堤防と同じ高さの畑で、地番は1mくらい段下になります。一団の畑になっていますが、全体的に柿の木が植えてありまして、その間にネギ、オクラ、トウガラシ、ナス、キュウリ、インゲン、ショウガ、ゴーヤ、サトイモなどがきれいに管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を御説明申し上げます。議案第2号を御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和4年2月16日に亡くなられたため、相続人である さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、8月15日に町田委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

議長

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件を御説明申し上げます。議案第3号を御覧ください。

譲渡人の さんから譲受人の さんへの贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

事務局

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール

(3,000㎡)以上であることが求められます。本案件について30アールを超えておりますので適用いたしません。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、8月15日に町田委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、町田委員さんの補足説明はございますか。

委員

議席番号8番 町田です。

露地野菜等を作るということで、適正に管理されておりました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員 質疑1

議席番号13番 鈴木です。

贈与の理由はなにかあるのですか？代替え地とはあるのですか？

4丁目に関して、まだ農業をやりたいからもっと土地をよこせみたいな、その辺はどうなのですか？

事務局

先月ころから拠点整備部の方で、今後の開発についての説明会は実施しているようなところではあるのですが、基本的に事業者、整備土地整備組合と利用者との間で、ここを耕している方に事前にアンケートをとって代替え地が必要な方と必要じゃない方と整理されていまして、代替え地が必要な方に関しては必要な斡旋を行うだとして今後も営農に継続して出来るように配慮はなされているところです。

委員 質疑2

推進委員の高山です。

3条の調査書の中で「農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる」と書いてあり「合理的な総合的な利用の確保が生じないように考えられる」実際、所有権を移転したところで現在雑草が育ち放題というところがあります。そこは4月5月行くとトラクターをかけたようなのですが、現況は何も作物が植わっていない雑草が生えるのに任せている、こういったところを追跡調査といったようなものはないのでしょうか。

事務局

3条による許可申請議案をここで図らせていただいた翌年に、効率的な利用がされているかということで、担当委員さんに許可から1年経った農地は、確認の方をさせていただいていて、問題があると判断された農地につきましては、事務局から所有者に対して指導をしている状況です。今の高山委員さんの場所が現在も継続して耕作されている様子がないのであれば、事務局の方にご連絡いただければと思います。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を御説明いたします。議案第4号を御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和4年2月16日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、8月18日に鈴木信義委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、鈴木信義委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員の鈴木です。

ただいま事務局が説明したことについて説明します。ここは新町御岳神社の少し東に行ったところにある集団の畑です。地番にはビニールハウスが2棟あり、トマトが栽培され路地にはニラ、ネギ、キュウリ、トマト、ピーマンが栽培されていました。地番にはサトイモが栽培されていました。地番には大山等の植木等が植えられていました。北側にはネギが栽培されていました。中間が空いていましたが耕耘されており、そこには野菜を植えるとのことでした。地番にはネギとナスが、地番にはオクラが、地番にはピーマンが栽培されていました。地番にはサトイモとネギが栽培されていました。北側にはミカンの木が植えられていました。地番にはジャガイモが収穫の最中でした。いづれにつきましても新町の有数の野菜農家として一生懸命やっています

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。
よって、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」3件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の3ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による使用貸借権の設定の申出があり、農業会議が借受希望者を30日間公募したところ、申込がありましたので、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積計画（一括方式）の作成の依頼がございました。

同一の案件となりますので、整理番号1番、2番を合わせて御説明いたします。

本案件について、農用地利用集積計画（一括方式）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

事務局

整理番号1番、
利用権の設定を受ける者
利用権の設定する者
整理番号2番
利用権の設定を受ける者
利用権の設定する者

事務局

利用権の設定を受ける者
利用権の設定する者
利用権を設定する土地 【議案参照、読み上げ】

次に《議案第5号 別紙1》の農用地利用集積計画（一括方式）を御覧ください。
利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。
契約期間は2022年9月1日から2032年8月31日までの10年間。

農地所有者から中間管理機構、中間管理機構から耕作者への利用権を一括して設定するものとなります。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙2》の調書を御覧ください。

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

事務局

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロその者が法人である場合、役員の内1名以上が農業常時従事できることですが、
については、役員のうち2名が農作業常時従事できておりますので、こちらの要件を満たしております。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、榊の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、8月18日に川鍋委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に、整理番号3番

《議案参照。読み上げ》

本案件も、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙3》の調書を御覧ください。

次に、《議案第5号 別紙4》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、契約期間は2022年9月10日から2027年9月9日までの5年間 となっております。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、申請地においては、カブやホウレンソウを行う予定になっております。

現地調査につきましては、8月15日に町田委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番および2番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番 川鍋です。

8月18日、社員1名と事務局2名と現地調査を行いました。

場所は地番、成木側から一番離れた山側に位置するところで、樹木の脇になるので日当たりのいいところではないです。以前ここは他の方が借りていて、そこで耕作しようとしていたのですが日当たりが悪いということで、作物の生育によろしくないということで、さんの方は逆にカンカン照りな農地では、榊が育ちにくいということもあって、そちらを借りるという経緯だそうです。はその隣も借りていまして榊の栽培をしています。現状からみてそういう場所ですので、榊の栽培には適しているのかなと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号3番について、町田委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号8番 町田です。

8月15日、事務局2名と現地調査を行いました。

農地は大根が収穫されていまして、昨日畑のところを通ってみましたが、耕耘されていてきれいにしてありました。小松菜、ほうれん草、大根を作る計画だそうです。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第6号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

はじめに、議案の6ページを御覧ください。

本件は、所有する土地が非農地状態であることの証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田の土地について、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会で証明するものでございます。通常、調整区域内農地を地目変更する場合には、東京都による転用許可等が必要となりますが、現状が山林等による非農地状態である場合、市農業委員会による非農地証明で地目変更をすることが出来ます。

それでは、議案第6号別紙1を御覧ください。

(願出者・地番・面積を読み上げ)

については、現況山林となっていて、少なくとも10年以上前から非農地状態となっていることを確認しています。

については、平成8年度から令和元年度まで、市の公園の一部として使用されており、少なくとも25年以上は非農地状態となっていますが、現況原野となったのは令和2年度以降であるため、書類上、令和2年4月頃と記載しています。

事務局

次に、議案第6号別紙2を御覧ください。

1枚目に公図の写し、裏面以降に今月撮影した現地写真を掲載しております。写真の

事務局

とおり、現地は山林・原野の様相を呈しています。また申請地には農機具等を搬入する道がなく、管理が困難となっています。

次に、議案第6号別紙3を御覧ください。

こちらは東京都が示した基準をもとに作成した青梅市の非農地証明についての内規となっております。

申請地は、木や雑草が繁茂して山林の様相等を呈していること、農機具等を搬入する道がないことから、「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」「イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の森田委員と行い、加藤会長、川口土地部会長には現地の状況について説明しております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、森田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号6番 森田です。

事務局2名と現地調査を行いました。

写真の現状と同じで今日のお昼に見てきましたが、同じような状況で山林部分については遊歩道の階段のようなが続いているのですが、邪魔になるようなところは前回伐採されていて少し明るくはなっています。迷惑がかかるから切ったのかなと思います。奥の方は開けて明るくはなっていますが、いつ植えたかわからないような植木が植えてあったり、自然に草が生えてきてだんだんと原野化したというような状況です。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第6号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条第3項第1号の規定による届出について」は、3件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、6件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、5件で3ページに記載されたとおりです。

次に「農地改良にかかる届出について」は、1件で4ページに記載されたとおりです。

次に「農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時30分から開会いたします。